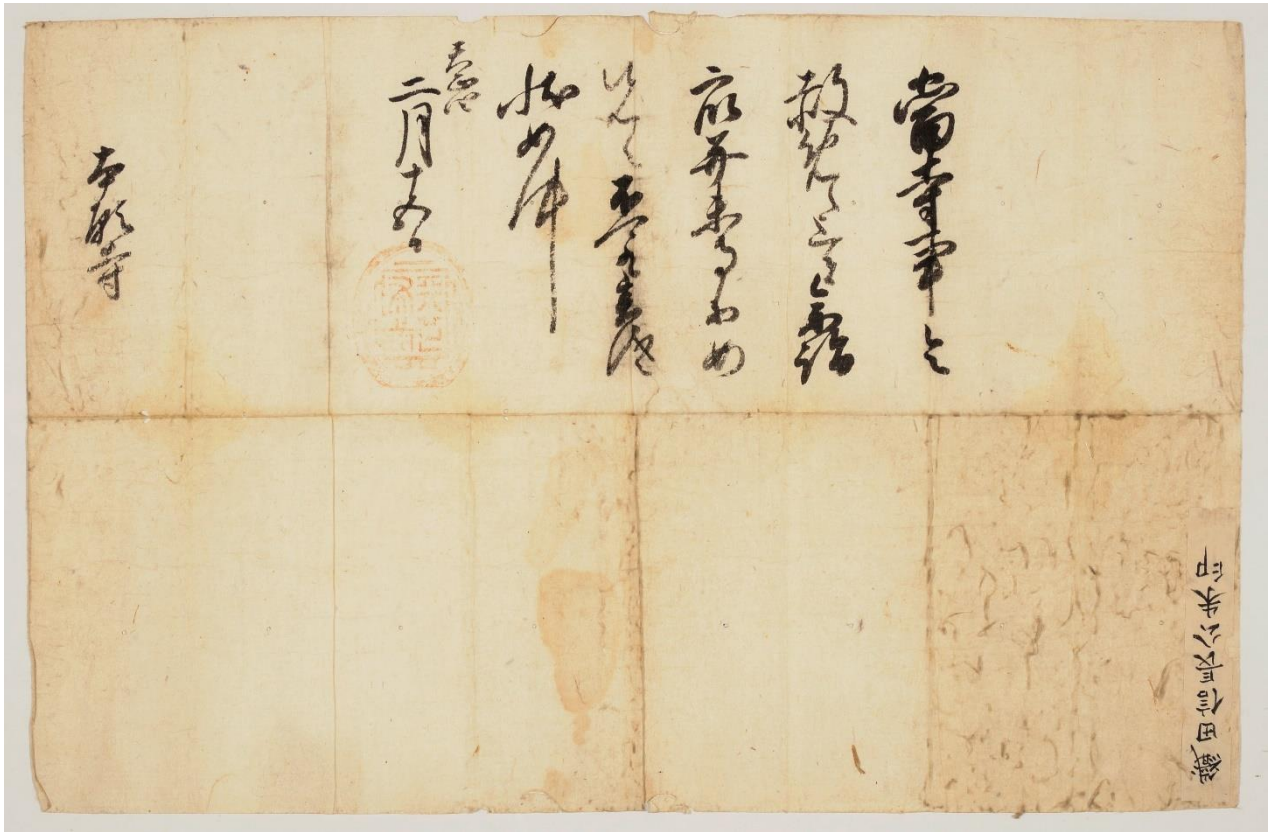


【一】織田信長朱印状 (天正四年・一五七六)

(前橋市・八木家文書 P〇九七〇二 No.一五九二二三)



《釈文》

当寺事、令二
 赦免一候上者、参詣
 衆并末寺等、如二
 先々一不レ可レ有ニ異儀一候
 状、如レ件、

天正四

二月十五日

信長朱印

本願寺

《読み下し》

当寺の事、赦免(しゃめん)せしめ候上(そうろうじょう)は、参詣衆(さんけいのしゅう)并びに末寺等(まつじとう)、先々(さきざき)のごとく異儀(いぎ)あるべからず候状、件(くだん)の如し、

天正四

二月十五日

信長朱印

本願寺

【織田信長（おだのぶなが）】一五三四〜八二年。戦国・安土桃山時代の武将。信秀の子。永禄三年（一五六〇）今川義元を桶狭間（おけはざま）に破り、美濃の斎藤氏も滅ぼして勢力を拡張。足利義昭を立てて上洛し室町幕府を再興させる。のち義昭を退け、安土城を築いて国内の征討にあたるが、京都本能寺で明智光秀に襲われ自刃。

【当寺（とうじ）】石山本願寺のこと。後の大坂城本丸にあたる地（中央区大阪城）にあつた浄土真宗の寺。明応五年（一四九六）蓮如（れんによ）が開き、天文元年（一五三二）山科本願寺焼失ののち、本寺となる。織田信長との石山合戦の末、天正八年（一五八〇）焼失。石山御坊。石山御堂。大坂御坊。

【赦免（しやめん）】①罪を許し、刑罰を免除すること。また、課せられるべき責務などを免除すること。②あやまちを許すこと。

【末寺（まつじ）】本山の支配下にある寺。ここでは各地の一向宗寺院のこと。

【先々（さきざき）】前々とも。現在以前の時。過去の時。まえまえ。

【異儀（いぎ）】相手の期待したとは反対の意志を表すこと。異論。

【天下布武】永禄十年に美濃斎藤氏を滅ぼし、本拠を岐阜に移した頃から使い始めた信長の朱印。印文は僧沢彦たくげんに選ばせたもので、信長の武力統一に対する抱負をあらわしたとされてきたが、近年では否定的な見解も出されている。

天正四年（一五七六）二月、本願寺を「赦免」したので、参詣衆及び末寺（各地の一向宗寺院）などが不穏な動きを起こさないように、信長が本願寺に命じた文書です。

畿内（きない）制圧を進める信長は、本願寺門主第十一代顕如（けんによ）に石山からの退去を要求しました。これを直接の契機として顕如は、元龜元年（一五七〇）ついに諸国の一向衆に決起を命じました。以後、天正八年（一五八〇）まで石山本願寺・諸国の一向一揆と、織田信長の戦いは続きました（石山戦争）。この戦いは石山本願寺近辺を主戦場とする数次の石山合戦と、本願寺の意を受けて戦った諸国の一向一揆とからなります。一五七〇年代後半、石山は諸国の一揆を鎮圧した信長の最大の攻撃目標になります。顕如は一五八〇年ついに朝廷の斡旋（あつせん）を受けて降伏しました。

その間、信長と本願寺の間では三度和睦が結ばれています。この文書に関連するのは第二次和睦で、天正三年十月〜同四年六月の間維持されました。既に信長に降伏していた三好康長と、取り次ぎを行っていた松井友閑を介して、本願寺への「赦免」が行われています（『信長公記』）。『信長公記』の記述を裏付けるように、この文書で「赦免」という言葉が使用されているのは興味深いです。